アメリカ合州国の信用組合産業

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学社会科学研究所
	公開日: 2012-05-24
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高木, 仁
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/12674

《個人研究》

アメリカ合州国の信用組合産業

高 木 仁☆

Credit Union Industry in the United States

Hitoshi Takagi

第一節 問題の設定

[1] はじめに

近年わが国では、協同組合金融機関のあり方について、いろいろな角度から問題点が論議され、周知の通り金融制度調査会の場でも審議された。ここで協同組合金融機関とは、信用組合、労働金庫、および農業協同組合であるが、協同組合の色彩を若干残している信用金庫も対象に加えられる場合がある。

アメリカ合州国で、"credit unions(信用組合)"の運動は国民の4人に1人が組合員となっているほど、きわめて大きな成功を収めているが、やはり問題点がない訳ではない。本研究は、一般にわが国ではあまり知られていないアメリカの信用組合産業について、現状と課題をある程度まで詳しく調べ、われわれへの示唆を探ろうとするものである。

アメリカの信用組合は、組合員から資金を預かり、組合員だけを対象に主として消費者金融の形で資金の利用を許す協同組合組織である。信用組合の最大の特色は、組合が「共通の絆(common bond)」に基づいて組織されている点であろう。コモン・ボンドは、工場や会社など勤務先を共通にする基盤、業界団体、職業人団体、教会など団体に属する基盤、および居住地域という基盤の三つがあり、職場ベースの組合が圧倒的に多い。日常業務は、経営管理者層と一般職員によって行なわれ、小規模の信用組合ではボランティアの参加も多いが、大規模組合も含めて協同組合の性格がかなり強い。

信用組合の資金調達は、約90%が組合員から受け入れる資金で、預金ではなく出資金(shares)と呼ばれる。資金運用は近年モーゲッジ貸付が許されるようになったが多くはなく、運用額の約2/3が組合員の自動車購入目的を中心とする消費者ローンで、1/3弱が有価証券投資(連合会への預け金を含む)である。

1990年末現在、わが国の信用組合と労働金庫の資産は合計30.4兆円で、預金金融機関全体で2.91%のシャアを占める。同じく、アメリカの信用組合の資産は合計1,982億ドルで、同様のシェアは4.41%である。預金金融機関市場における資産シェアは、アメリカの信用組合がわが国信用組合の1.52倍になる。

[2] 非銀行預金金融機関の位置付け

半世紀以上にわたって,アメリカの貯蓄金融機関(thrift institutions=貯蓄貸付組合と貯蓄銀行)は,協同組合的性格ないし相互組織的性格の喪失傾向を強めており,近年はその傾きが一層激しくなっている。預金金融機関市場に占める地位を把握するため,信用組合を含む貯蓄金融機関について、資産相対シェアの変化を観察しよう。

わが国についても同様の観察を行なうため、第二地方銀行(旧相互銀行)、信用金庫、信用組合、および労働金庫を中小企業金融機関と考えてグルーピングする。旧相互銀行は現在普通銀行に転換しているが、時間的要素を加えて比較する必要から、仮にこのグループへ入れる。農協を除外したのは、これに対応するアメリカの事情がよく判らないという、技術的な理由からである。

アメリカにおける貯蓄金融機関の資産額は、預金金融機関市場全体のなかで決して小さいものではない。金融制度や金融市場構造に違いがあるため、わが国とアメリカの預金金融機関市場を、限定なしで比較することには幾分か問題があるが、両者の資産額(=資金量)は第1表と第2表が示す通りである。1989年末現在、わが国で預金金融機関全体に占める中小企業金融機関の資金量は17.0%であるが、アメリカで貯蓄金融機関の同等の数値は34.7%となり、アメリカでの比率はわが国でのそれよりはるかに大きいことが判る。

わが国の中小企業金融機関と,アメリカの貯蓄金融機関について,両者の主な異同を要約すると以下のようになる。

(1)取引先をみると、わが国の旧相銀、信金、および信組は、個人取引と企業取引の両方を行ない、アメリカの貯蓄貸付組合(S&L)と貯蓄銀行(SB)も同様であるが、企業取引は近年認可されたもので比重は小さい。わが国の労金は例外を除き個人取引だけを行ない、アメリカの信用組合(CU)も同様である。(2)資金調達をみると、旧相銀、信金、信組、S&L、および SB は、定期性預金が中心であり、労金も同様であるが、CU は普通出資金(わが国の普通預金に相当)が中心を占めている。(3)資金運用をみると、わが国の旧相銀、信金、および信組は企業貸付が中心で、S&L はモーゲッジ貸付、そして SB はモーゲッジ貸付と有価証券投資が、それぞれ中心を占めているが、近年は法律の許す範囲で企業貸付も行なり。また、労金は住宅ローンと消費者ローンが中心であり、CU は消費者ローンが中心である。

(4)法人組織の形態をみると、旧相銀が株式会社組織、信金は協同組合類似の組織、そして信組と労金は協同組合組織である。S&L と SB は相互組織であるが、近年は株式会社組織が許されて転換例が増え、CU はかなり厳格な協同組合組織である。(5)業態の特色をみると、わが国の旧相銀、信金、およ

第1表 わが国金融機関市場の資産額(各年未)

(単位:1兆円)

金融機関の種類	1960年(シェア)	1970年(シェア)	1980年(シェア)	1989年(シェア)	伸 び 率 (1989/1960)
H 互 銀 行信 用 金 庫信 用 組 合 分 働 金 庫	?.?? (?.?%) ?.?? (?.?%) ?.?? (?.?%) ?.?? (?.?%)	7.6 (8.4%) 9.4 (10.4%) 2.2 (2.4%) 0.4 (0.5%)	33.0 (9.2%) 40.9 (11.3%) 9.4 (2.6%) 3.0 (0.6%)	62.7 (6.0%) 87.4 (8.4%) 20.1 (1.9%) 6.8 (0.7%)	??.? ??.? ??.? 00??.?
〈小 計〉	.?? < ?.?%)	⟨19.6⟩⟨21.7%⟩	⟨86.3⟩⟨23.9%⟩	⟨177.0⟩⟨17.0%⟩	⟨??.?⟩
全国銀行勘定	??.?? (??.?%)	70.9 (78.3%)	274.1 (76.1%)	866.7 (83.0%)	??.?
合 計	??.?? (100%)	90.5 (100%)	360.4 (100%)	1.043.7 (100%)	??.?

⁽注) 全国銀行勘定は銀行勘定と信託勘定の合計 出所:日本銀行調査統計局 [15] 各号から作成。

第2表 アメリカ金融機関市場の資産額(各年末)

(金額:10億ドル)

金融機関の種類	1960年(シェア)	1970年(シェア)	1980年(シェア)	1989年(シェア)	伸 び 率 (1989/1960)
貯蓄貸付組合 貯蓄銀行 信用組合	71.5 (20.8%) 40.6 (11.8%) 5.0 (1.5%)	170.9 (21.8%) 78.6 (10.0%) 17.6 (5.2%)	613.7 (26.3%) 169.9 (7.2%) 67.3 (2.9%)	1,233.0 (24.9%) 283.5 (5.8%) 199.7 (4.0%)	17.2 7.0 34.0
〈小計〉	<117.1><34.1%>	⟨267.1⟩⟨34.0%⟩	<850.9><36.4%>	⟨1,716,2⟩⟨34.7%⟩	14.7
商 業 銀 行	226.0 (65.9%)	517.4 (66.0%)	1,484.6 (63.6%)	6,231.1 (65.3%)	14.3
合 計	343.1 (100%)	784.5 (100%)	2,335.5 (100%)	4,947.3 (100%)	14.4

出所: FRB[5] および [6] から作成。

び信組が商業銀行類似の業態であるのに対して、S&L と SB は貯蓄金融機関かつ住宅金融機関であるが、近年は商業銀行的性格も強めている。労金は貯蓄金融機関であり、住宅金融機関かつ消費者金融機関でもあるが、CU は貯蓄金融機関かつ消費者金融機関である。(6)最後に、わが国で相銀と信金は少数の資産規模上位のものを除いて、普通銀行(=商業銀行)と比べて規模がきわめて小さい金融機関であるというイメージがある。これに対してアメリカでは、小規模の貯蓄金融機関はもちろん多いが小規模の商業銀行も少なくないので、両者の規模間格差に関するイメージは、必ずしもわが国におけるそれと同じではない。

わが国の非銀行預金金融機関は、労金を除いてこれまで中小企業金融機関と呼ばれることが多かった。以上のように要約された諸点を比べてみると、わが国の中小企業金融機関とアメリカの貯蓄金融機関は、「中小企業」という名称と「貯蓄」という名称の違いが示しているように、必ずしもそれぞれの特色が数多く共通している訳ではない。旧相銀、信金、および信組は規模と法人組織形態の違いを除けば、業態に大きな差はないと考えられる。ところが、S&L と SB は相互に類似した機関であるが、わが国中小企業金融機関とは業態が異なり、CU と労金はわが国中小企業金融機関とは勿論、S&L および SB とも業態がかなり違う。したがって、わが国の中小企業金融機関に関するいろいろな

問題を検討する際、アメリカの貯蓄金融機関を単純に比較例とすることには、若干の疑問が生じてくる。

[3] アメリカ信用組合運動の略史

信用組合の流れを概観すると、その起源、関係者の理想、現実、および妥協、州レベルと連邦レベルの信用組合立法運動、そして国民経済の動きとの関連など、甚だ興味深い展開が見られる。本研究担当者は、アメリカ信用組合史の理解に関して、既にある程度の作業を行ない、結果は資料として手許に保存してあるが、紙幅の制約からここでは記述を差し控えたい。

第2節 信用組合活動の実例

信用組合の仕組や活動状況は、わが国であまり知られていない。したがって、これらの事情を理解するには、個別の信用組合の動きを具体的に知るのが便利であろう。

[1] 個別信用組合の実例

イリノイ州の北隣ウィスコンシン州の州都はマディソンで、同市には学生数4万名のウィスコンシン大学がある。同大学をベースとする『ウィスコンシン大学信用組合(University of Wisconsin Credit Union)』は、1931年に設立された。現在、メンバーは学生、教職員、卒業生など、合計65,636名を数え、複数の支店を持っている。同信用組合の1988年年報(アニュアル・リポート)から、その活動状況を見ていこう。

ウィスコンシン大学信用組合の年報は、記述内容が簡単で状況が必ずしも判然とはしない。1988年末、同信用組合の資産したがって負債・資本は、1億8,036万ドル(1ドル125円で換算して邦貨225億円強)である。規模別分布にあてはめると、同組合は全米の信用組合のなかで、大規模グループに属している。

第3表の貸借対照表によって資金調達面を見ると、当座預金(シェア・ドラフト勘定)をはじめ、一般金融機関並みの各種預金が取り扱われている。預金の合計額は負債・資本合計額の89.2%を占め、同組合の資金調達が著しく預金に依存していることが理解できる。

恐らくこれは、伝統または大学信用組合という性格から、同組合が慎重ないし保守的な経営を行なっている結果であろう。筆者がこれまで調べた、いくつかの信用組合年報によれば、職場をベースとした組合ことに大規模な組合の場合、債券発行や買戻条件付き債券売却(RP)に基づく、積極的な資金調達は珍しくなかった。なお、準備金については、第3節[3]を参照されたい。

資金運用面を見ると、資産の75.8%は各種の貸付からなり、運用の重点は貸付に置かれ、個人ローンが貸付総額の65.5%を占めている。年報は貸付残高について説明していないが、新規貸付に関しては件数と金額を示している。これによれば1988年の新規貸付703,553件のうち、94.6%に当たる

第3表 ウィスコンシン大学信用組合貸借対照表(1988年末)

(単位:1万ドル)

	資				産	負 債・資 本
現	金	•	預	金	80	当座預金(シェア・ドラフト) 2,949
個	人		-	ン	8,952	普 通 預 金(出資金勘定) 1,285
学	生	口	_	ン	2,628	市場金利定期預金(MMC) 5,356
事	業	¤	_	ン	75	定 期 預 金(出資金証書) 5,836
住	宅	¤	_	ン	2,013	個人退職年金勘定(IRA) 1,344
投				資	2,835	その他預金 2,322
土	地		建	物	277	その他負債 686
٦ :	ンピ	<u> </u>	タな	ど	122	貸 倒 引 当 金 53
NCU	SIF {	出	資	金	146	減 価 償 却 引 当 金 215
そ	の	他	資	産	182	普通·特別準備金 990
	合		計		18,036	合 計 18,036

出所:WUCU [23]

第4表 ウィスコンシン大学信用組合収支計算書(1988年末)

(単位:1万ドル)

支 出			収	入	
配 当 金(預金利息)支 払	957	総		入	1,821
支 払 利 息 (外部負債分)	49				
人件費・物件費など	674				
普通準備金引当	33				
特 別 準 備 金 引 当	108				
合 計	1,821		 合	計	1,721

出所:WUCU [23]

665,291件はクレジットカード・ローンで、その金額2,505万ドルは貸付総額8,595万ドルの29.1%になる。なお、アメリカでカードによる購入は、賦払で行なうのが普通である。他の主な項目は、自動車ローン2,598万ドル、学生ローン1,193万ドル(政府機関による保証付き)、消費者ローン925万ドル、およびセカンド・モーゲッジ(住宅担保の改築または使途自由ローン)469万ドルである。

事業ローンは15件で25万ドルしかなく、恐らくウィスコンシン大学の卒業生か退職者の組合員が、借り入れたのであろう。一般に事業ローンは、地域または団体をベースとする信用組合で供与されるが、全米的には例外に属するといってよい。住宅ローンは近年になって許されたもので、今後高い伸びが予想されるが、金額は現在まだ大きくない。

投資の内容が年報に記されていないが、一般には国債と政府機関債の保有が多い。また、州レベル の信用組合連合会への預け金は、個別組合の資金運用として重要な手段であり、信用組合の場合これ は投資項目のなかで表示される。

第4表は収支計算書であるが、総収入の内訳は年報に記されていない。第3表から判断して、総収入の約3/4以上が受取貸付利息であろう。支出面では、一般金融機関や他の信用組合に比べて支払預

第5表 MCFCU 貸借対照表 (1988年末)

(単位:1万ドル)

資	産		負	債・資	本
現	金	269	加入組合	普通預金	21,011
USセントラル普	通預金	26,762	加入組合	定期預金	7,816
USセントラル定	期預金	2,133	債 券 発	行 残 高	1,095
USセントラル	出資金	1,946	その他	負 債	897
USセントラルその	の他債権	1,819	加入組合未	: 払配当金	285
加入信用組合へ	の貸付	2,748	普通および	特別準備金	507
中央融資財団(CL	F)株式	1,095	加入組合約	定出資金	5,354
NCUSIF 預 V	ナ 金	77	加入組合任	意出資金	849
不 動 産・	設 備	90			
その他	資 金	875			
	計	37,814	合	計	37,814

出所:WUCU[9]

金利息の割合がやや小さいが、準備金繰入れの割合は大きい。

筆者は、ウィスコンシン大学信用組合の店舗を訪れた経験があるが、店舗内の様子や提供されているサービス内容は、一般の金融機関とまったく変らないように思われた。その店舗へ筆者を連れていってくれた組合員は、同店舗の広報委員会のメンバーで、信用組合活動にボランティアとして参加していた。

[2] 州レベル連合会の実例

ペンシルベニア州には、合計1,090の信用組合がある。これら組合の連合会が『ミッドアトランティック法人フェデラル連邦信用組合(Mid-Atlantic Corporate Federal Credit Union=MCFCU)』であるが、その年報は不思議なことに加入組合数を記していない。

州レベルの信用組合連合会として,MCFCUは組合員である個別信用組合から,資金を預りかつ運用し,また必要があれば個別信用組合へ貸し付ける。また,MCFCU は加入信用組合に対して,小切手(シェア・ドラフト)処理を中心とするコルレス業務と,各種のデータ処理業務を提供している。 筆者は MCFCU のオフィスを訪れたことがあるが,連合会といっても職員は十数名で,大多数がコルレス業務とデータ処理業務に従事していた。

第5表は MCFCU の貸借対照表である。資金調達面を見ると,負債・資本合計額のうち加入組合からの預金と出資金などが94.7%に達し,州内信用組合からの資金のほとんど依存している。資金運用面を見ると,全国連合会である U.S. セントラルへの預け金が圧倒的に多いが,信用組合業界でこれは投資項目として表示される。このように MCFCU は,資金調達を傘下組合に依存し,資金運用を上部連合会に集中し,独自の財務活動は避ける保守的な原則に立っており,そのため職員数も少なくて済むのだろう。なお,CLF と NCUSIF については,第3節「4」を参照されたい。

第3節 信用組合の仕組

[1] 免許と事業区域

州法信用組合のため諸州にはそれぞれ州信用組合法があり、連邦法信用組合のためには連邦信用組合法がある。さらに、全米信用組合協会(CUNA)は諸州の信用組合法が時代の変化を反映して改正されるよう、指針として CUNA モデル信用組合法を作成している。以下では、これら三つの資料の比較を中心にして、信用組合の主要な仕組を見ていこう。

免 許:他種の金融機関と同様,信用組合も二元免許制度(dual chartering system)を取っているので,信用組合は州法免許または連邦法免許のいずれか一方の資格で設立・運営されることになる。信用組合側は根拠法と監督当局を自ら選択できるだけでなく,州法免許と連邦法免許の間の転換も難しくないから、これによって信用組合の制度や構造が柔軟なものになりうる。

州法免許の信用組合は、州当局が監督機関となる。連邦法免許の信用組合は、連邦当局である全国信用組合管理局(NCUA)が監督機関であるから、NCUAから免許を得なくてはならない。両種の信用組合の最近における数的な構成は1990年末現在、州法免許信用組合数が6,038、連邦法免許信用組合数が8,511、合計して信用組合数は14,549である。

連邦法免許信用組合の設立申請は,7名以上の発起人によって行なわれる。当局は発起人へ,信用組合の名称,設置場所,事業区域,出資金ないし出資持分の当初払込予定額,職場,団体,または地域といった,組合の基盤となる「コモン・ボンド(後述)」などを明らかにするよう求める。設立認可証の交付に先立ち,当局は組合員数の確保,組合員に共通な利益の存在,経営リーダーシップの確立,スポンサーがいる場合その特徴などについて調査を行なう。

事業区域:信用組合はコモン・ボンドに基礎を置く組織であるから,その事業区域は原則として限定される。全国規模の大企業に基づく信用組合の場合,工場毎または支店毎に職場を基礎として多数の信用組合を結成し,全体の連絡や調整のため連合会を組織することがある。例えば,IBM やジェネラル・モーターズ(GM)は,従業員が地域別または職場別に信用組合を結成し,それぞれ会社毎の連合会を組織している。

ただし、事業区域の制限にはいろいろな例外があり、ある事業体における個々の職場が小規模で、それぞれ信用組合を結成できるだけの人員に達していない場合、全体を同一職場とみなすことが認められている。また、異業種にまたがる別々の企業の職場を一定地域内で幾つかまとめて、一つの信用組合を結成することを認めている州もある。さらに、地域信用組合の組合員資格として、その州の州民であれば構わないという、きわめて緩やかな基準を立てている州もある。

州法免許の信用組合は事業区域が、州境を越えないと考えられるが、実際には州法信用組合が州境

を越えて活動できることが珍しくない。他州免許の信用組合の自州内での事業を,明示的に禁止している州は見当たらない。また,20州の信用組合法がこの問題に関する規定を欠き,事実上それを認める態度を取っているようである。CUNA モデル法は一定条件の下で,他州免許の信用組合の自州内における事業を認めている。連邦信用組合法もこれに関する規定を欠いているが,事実上州境を越えの活動を認める態度を取っている。

支店設置:信用組合の場合も,一般金融機関と同様に支店設置が許されていて,連邦信用組合法は 支店の定義を他の金融機関のそれと同じように規定している。しかし,信用組合は組合員だけを相手 として取引を行ない,非組合員とは取引しないから,支店の意味は一般金融機関の場合とやや異な る。CUNA モデル法によれば,支店は組合員へのサービス提供に必要な場合に設置されるよう規定さ れ,同様の規定を持つ州信用組合法も少なくないが,連邦信用組合法はそうした条件が付されていない。

[2] 組合員と組合運営

組合員:加入を希望する個人または世帯は,信用組合の基盤である特定のコモン・ボンド(後述) に,あらかじめ帰属していることが必要である。加入申請に対しては,希望者が当該信用組合の基盤 となっているコモン・ボンドを有しているかどうかが調べられるが,それ以外は名目的な審査といっ てよい。

個人が結成した普通の信用組合は、「自然人信用組合(natural person credit union)」と呼ばれる。 そのほか、法人による信用組合結成も認められ、「法人信用組合(corporate credit union)」と称される。 ま例として、信用組合の連合会がこれに相当し、連合会自体が信用組合として組織され、組合員は信用組合という法人である。

組合員になると、一口5ドルの「シェア (share)」の払込みを求められ、別に入会金を徴収する組合もある。本来シェアは、信用組合への出資金ないし出資持分であるが、実際には預金に等しく、これについては後に述べる。なお、信用組合に清算の事態が生じる場合、一般債権者は組合員に優先した債権取立ての権利が認められる。

連邦信用組合法と多数の州信用組合法が、出資金の額面価格を5ドルと定めている。現在ではこの 額面が小さ過ぎるので、これまで連邦レベルと州レベルの両方において、額面引上げについて運動が 行なわれてきたが、現状は変わっていない。

コモン・ボンド:連邦信用組合法によれば、『連邦信用組合の組合員資格は、職業ないし団体というコモン・ボンド(common bond=共通の絆)を有するグループ、あるいは近隣、地域社会、ないし農村地域として十分に定義できる範囲内にあるグループに限られる(同法第109条)』。CUNA モデル法も州信用組合法の多くも、これとほとんど同じような規定を持ち、さらに組合員の身近かな家族も

第6表 コモン・ボンドによる信用組合数

 分	類	1982年	1990年
住民べ	- A	4.5%	5.8%
団体べ	ース	16.9%	16.9%
職業べ	ース	78:6%	77.3%
(製造業)	(33.5%)	(30.3%)
(卸小売業)	(3.8%)	(3.0%)
(公 務)	(16.0%)	(17.3%)
(その他)	(16.7%)	(17.1%)

出所: CUNA [2], 1990 Annual Report.

組合メンバーになれるのが普通である。

コモン・ボンドは,同一の会社や工場,あるいは同一地域の小規模で別々の会社や工場などをベースとする職業的(occupational)なもの,業界団体,職能団体,教会,労働組合などをベースとする団体的(associational)なもの,および一定の居住地域の人々をベースとする住民的(residential)なものと,三つに大別される。職業的なコモン・ボンドに基づく信用組合数が圧倒的に多いことは,第6表によって示されている。

組合の機関:最高の意思決定機関は総会で、これは毎年開催される。組合員は総会で、理事会メンバーの選任など、重要事項に関する議決権を持ち、その行使は組合員の所有する出資金の口数に関係なく1人1票である。多くの州の信用組合法が、組合員に民主的な組合運営の権利を保証している。

連邦信用組合法によれば、組合業務は理事会によって管理され、理事は年次総会において組合員のなかから5名以上の奇数定員で選挙されて、理事会を組織する。CUNAモデル法も諸州の信用組合法の大部分も、この連邦法の規定と大差はない。理事会メンバーのなかから役職者を選ぶが、それらには会長、副会長、総務理事、財務理事などがある。他に日常業務を統轄させるため、専門経営管理者の総支配人を専務理事として任命することができ、複数の専務理事を置くこともできる。

貸付審査などの業務を行なう貸付委員会 (credit committee) は、信用組合に独特の伝統を有する仕組で、もともと組合総会で選ばれた委員が集まって、貸付審査を行なったことに端を発している。現在は、委員会が理事会の決めた方針と信用組合法に従い、貸付申込みを承認または否認することになっている。貸付委員会は実務責任者として、専門職員であるローン・オフィサーを任命することができる。

信用組合には組合員の立場から、理事会と職員の業績を評価および検討し、改善のため勧告を行な う監査委員会(supervisory committee)が設置される。監査委員会のもっとも重要な仕事は内部監査 であるが、組合の規模が大きくなれば委員会が公認会計士による外部監査を委嘱する例がみられ、ニューヨーク州など 4 州は一定規模以上の組合に外部監査を要求している。

役職員の報酬:信用組合の運営は、発足当時から役員(理事と委員)による無報酬のボランティア

活動として行なわれてきた伝統があり、これは現在でもルール化されている。連邦信用組合法は、理事会メンバーのうち予め決められた特定の職務に就く1名にのみ報酬を認め、残りの理事と委員会メンバーによる報酬の受取りを禁じている。CUNA モデル法は同様に、専門経営者である専務理事とローン・オフィサーへ報酬を認めるが、その他の理事と委員には許していない。

アラバマやイリノイなど 6 州は、すべての役員に報酬を認めていない。このように厳格な規定を持たない州でも多くの場合、条件付きで連邦法またはモデル法と似たルールを作り、役員報酬が認められる場合でも、いろいろと制約を課している。いずれにしても、組合運営はボランティア活動の気風に裏付けられているが、一部の州で役員報酬に関するルールの弾力化を目指す動きがある。なお、職員が有給であることは説明の必要があるまい。

[3] 業務内容

資金調達:信用組合を設立する目的の一つは、組合員に対する貯蓄手段の提供であるから、人々は 5ドルまたはそれ以上の「シェア(share=出資金ないし出資持分)」を購入し、信用組合の組合員資格を得ている。これは正式にはあくまでもシェアであって、預金とは呼ばれない。シェアに対して支払われる報酬も、利息ではなく配当金(dividends)であるが、事実上シェアは一般金融機関における普通預金と変らない。ただし、債券発行などの外部資金調達に対して支払う報酬は、通例に従い支払利息と呼ぶ。

時代とともに、信用組合の提供する金融負債の種類は、一般金融機関の場合に似てきた。信用組合は出資金勘定のほかに、当座預金(share draft accounts)、定期出資金勘定(share certificate accounts=定期預金)、市場金利出資金証書(money market certificates=MMC)、譲渡性定期預金(CD)、個人退職年金勘定(Individual Retirement Accounts=IRA)などを現在取り扱っている。

信用組合は原則として、組合員の資金のみを預るが、他の信用組合や連邦・州・地方自治体政府からも資金を預れる。これらの他にも資金調達の途を持っており、規模の大きい組合は債券発行、買戻条件付き債券売却、連合会借入れなどの手段を用いる。さらに、借入れは他の信用組合や商業銀行などからも可能であり、場合によっては信用組合業界における「最後の貸手」である中央融資財団 (CLF、後述)から借り入れられる。

資金運用:もともと信用組合活動の重要な一面は,組合員に対する貸付であった。連邦信用組合法は理事会で定められた基準に従い,組合員,他の信用組合,および信用組合団体へ貸付できると規定し,CUNA モデル法は定款に盛られた基準に従い組合員へ貸付できるとしている。貸付は信用組合の歴史を反映して,9州が貸付委員会またはローン・オフィサーの承認を必要とし,10州が勤倹ないし生産的な目的を条件としている。

1977年から連邦法信用組合は、住宅ローンの供与を認められたが(諸州の多くはこれを以前から認めていた)、1990年に住宅ローンを提供した組合数は全体の34.0%しかなく、本格的な普及は将来の

問題であろう。伝統的に信用組合の貸付は,個人ローンと自動車ローンを中心とする消費者信用に重点が置かれている。1990年末現在,全米の信用組合資産に占める個人ローンの割合は15.1%で,自動車ローンの割合は10.6%である。

貸付に対して組合員が支払った金利は、事業年度毎に一部を割戻金(rebate)として、その組合員へ返還する慣習が信用組合には古くからあった。ほとんどの州信用組合法がこれを認めているが、最近では実行している組合は稀れである。

1組合員当たりの貸付限度額は、連邦信用組合法の場合に当該信用組合の正味資本金プラス正味剰余金の10%以内であり、これは恐らく国法銀行法における同様の規定にならったものと思われる。なお、国法銀行法の1982年改正により、現在この比率は15%へ引き上げられているが、連邦信用組合法の規定は従来通りである。CUNA モデル法はこれを総資産の10%までとしているが、すべての州が貸付限度額を何らかの形で規制している。

信用組合は組合員に対する貸付のほか、他の信用組合への資金預入れ、フェデラル・ファンズ放資、譲渡性定期預金 (CD) 保有、証券保有など広義の意味における投資ができる。投資には有価証券投資だけでなく、多額にわたる連合会への預け金も計上されている。第8表によると、連邦法信用組合の資産のうち31.7%が投資に充てられているから、投資額は決して小さなシェアではない。

連邦信用組合法は組合による投資について、国債と政府機関債の保有を無条件で認め、州債と地方 自治体債の保有は貸付と同様、1発行者当たり当該信用組合の正味資産の10%以内という条件を付し ている。同法は組合が信用組合団体を含む他の信用組合に対して、自らの正味資産の25%以内で預け 入れることを許し、預金保険に加入している貯蓄貸付組合と貯蓄銀行には無条件で預金を認めてい る。しかし、商業銀行への預金に関しては何も触れておらず、社債や株式などへの投資についてもや はり規定していない。

CUNA モデル法の投資に関する規定は、いずれも上記連邦法の条件によりいくぶんか緩やかである。モデル法は信用組合による商業銀行への預金を許し、社債と株式の保有は一定範囲内の銘柄に限り、当該信用組合の正味資産の5%以内で認めている。諸州の信用組合法は投資について、モデル法よりさらに緩やかに規定しているものが多い。

その他の業務:その他の業務の主なものは,雇用者側の協力の下で組合員口座への給与自動振込,同じく給与控除の出資金(=預金)自動積立,小切手(シェア・ドラフト)の決済,為替,トラベラーズ・チェック,団体生命保険,クレジットカード提供などの業務である。

配当金・準備金・非課税措置:資金調達と資金運用の結果,粗収入ないし粗利益が決定される。組合員からの資金調達に対して,既述のように事実上の利息である配当金が支払われるが,手順はまず粗収入から数種類の準備金(reserves)が控除され,その後で配当金が支払われる建前になっている。引当金のなかでもっとも優先して控除されるのが,普通準備金(regular reserves)である。連邦信

用組合法によれば、連邦法信用組合はその貸付残高および危険資産の合計額の4%に達するまで、毎期の粗利益ないし粗収入の10%を普通準備金に組み入れなければならない。積立がこの水準に達したあと通常準備金の組入れば、貸付残高および危険資産の合計額の6%に達するまで、毎期5%へ低減させる。CUNAモデル法も州法の多くも、連邦法に近い規定になっている。

特別準備金 (special reserves) は、当局のレギュレーションまたは個別信用組合の自発的な判断で、普通準備金に加えて積み立てる。目的は焦げ付き債権に備える場合もあるし、資本準備金 (capital reserves) として事実上の内部留保に充てる場合もある。

信用組合活動に関する非課税措置は、連邦信用組合法によって認められている。連邦法信用組合は 財産、資本金、準備金、剰余金、その他資産、および収入ないし利益について、特例を除き非課税と される。この措置は、連邦政府による課税のみならず、州政府と地方自治体による課税にも適用さ れ、諸州の信用組合法も連邦法に類似のものが多い。

「4] 規制および出資金保険

連邦規制当局:連邦法信用組合の規制当局は,全米信用組合管理局(National Credit Union Administration=NCUA)である。NCUA は連邦法信用組合に対する免許・監督機関で,独立した政府機関の一つに数えられている。ここで「独立した」という意味は,NCUA の理事会メンバーは大統領の選択によって任命されるが,連邦政府のいかなる部局からも指示を受けず,財政的には独立採算制を取っていることを指している。

NCUA の最高機関は理事会で、任期6年間の理事3名は大統領が連邦議会上院の助言と同意に基づいて任命し、理事の互選によって理事会議長が決定される。本部はワシントン D.C. にあり、業務の多くはボストン、アトランタなど全米6カ所にある地域事務所で行なわれる。その所要経費は管轄下にある信用組合の検査料などによって賄われ、政府は NCUA のため支出は一切しない。

中央融資財団:1979年10月,NCUAの管轄下にある半官半民の株式会社組織による機構として,信用組合のために「最後の貸手」の役割を果たす中央融資財団(Central Liquidity Facility=CLF)が発足した。メンバーは自然人信用組合と法人信用組合の両方で,それぞれの正味資産の0.5%相当額をCLF 株式へ投資することが求められ,一時的な流動性不足の際には緊急借入れができる。

信用組合の大部分は、州レベルの連合会を通じて CLF の間接メンバーになっていて、別に少数の組合が直接メンバーとなっている。CLF の資金調達は、加入メンバーによる株式出資と、債券発行が主な源泉である。

州規制当局:諸州にはそれぞれの州信用組合法があるので、州法信用組合の場合その本拠州の法規に従って、所定の免許・監督を受けることになる。連邦レベルと同じように州レベルでも、当局の所要経費は規制対象の信用組合が検査料などの形で負担している。

出資金保険制度:連邦レベルの預金保険制度としては、商業銀行を対象として1934年に創設された連邦預金保険公社(FDIC)があり、1989年にはそれまで貯蓄貸付組合と貯蓄銀行のための機関であった連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC)を吸収した。その結果、FDICは預金保険基金を二つに分け、従来からのFDICを銀行保険基金(BIF)とし、旧 FSLIC を貯蓄金融機関保険基金(SAIF)に改めた。

信用組合のためには、全米信用組合出資金保険基金(National Credit Union Share Insurance Fund=NCUSIF)が、NCUAの下部機構として設置され、出資金保険業務を担当している。信用組合業界では事実上の預金を出資金と呼ぶため、預金保険に代えて出資金保険という言葉が使われる。この保険制度は、組合員が信用組合へ預けた出資金(預金)について、仮に当該信用組合で経営破綻が生じても一定額まで払戻しを保証し、預金者保護を図るとともに取付けに端を発する信用不安を未然に防止するものである。

1990年9月末現在,連邦法信用組合8,595はこの基金へ強制加入であり、州法信用組合は任意加入であるが実際には4,423組合が加入し、信用組合全体の約90%が NCUSIF のメンバーである。保険料は出資金(預金)残高に対して毎年1/12%(0.083%)で、保険金支払額の上限は1口当たり10万ドルである。

保険料率0.083%は、FDIC が1934年の業務開始以来1989年まで維持してきたものであるが、銀行と 貯蓄金融機関ことに後者の経営破綻が続出したため、1992年現在でBIFの料率は0.150%、SAIF の料 率は0.230と引き上げられている。NCUSIF が料率0.0083%を引続き維持しているのは、その財政状態が良好である何よりの証拠といえよう。

財政基盤強化のため、1984年から NCUSIF 加入の信用組合は、自らの付保出資金(預金)残高の 1%を積み立てている。この積立金は保険料ではないから、最終的には返還されることになっており、ウィスコンシン大学信用組合の貸借対照表(第3表)では、資産側にNCUSIF出資金として計上されている。1990年9月末現在、その積立金残高16億1、398万ドルは、NCUSIFの負債・資本残高21億4、448万ドルの75.3%を占める大きさに達しており、経営は BIF と SAIF に比べて、抜群に健全である。

州法信用組合で NCUSIF へ加入していない場合は、州レレベルの預金保険制度による保証を受けている。現在、州レベルの機構が17システム運営されている。

第4節 信用組合の現状

[1] 業界構造

1990年末現在,50州,コロンビア特別区およびプエルトリコで,それぞれ信用組合連盟が組織され,全米の連盟は52を数える。これら州レベルの信用組合連盟が,全国組織として全米信用組合協会 (CUNA) を結成している。他方,州レベルで連合会に当たる法人信用組合が組織されており,全米

第7表 信用組合の成長 (1935~1990年)

(金額単位:1億ドル)

歴 年	組合数	組合員数	資 産
1935	3,372	641,797	0.5
1940	9,023	2,826,612	2.5
1950	10,591	4,610,278	10.1
1960	20,456	12,037,533	56.5
1970	23,688	22,776,676	179.5
1980	21,467	44,047,759	690.0
1981	20,786	45,313,237	723.0
1982	19,897	46,693,623	826.8
1983	19,095	47,507,019	983.3
1984	18,375	49,268,223	1.129.6
1985	10,581	51,721,709	1,371.7
1986	16,910	54,066,729	1,660.6
1987	16,277	56,476,329	1,847.4
1988	15,709	58,687,790	1,965.1
1989	15,121	60,332,509	2,062.6
1990	14,549	61,610,957	2,217.6

出所: CUNA [2], 1990 Annual Report.

の法人信用組合を結集した連合会組織が、U.S. セントラル信用組合である。このように信用組合産業では、個別の信用組合、州レベルの連盟と法人信用組合、および全国レベルの業界団体と法人信用組合という、3層構造ないし系統団体構造が形成されている。

[2] 個別レベルの信用組合

1990年末現在,全米に14,549の信用組合があり,組合員数は6,161万名という規模に達している。 CUNAの結成時から現在に至る,全米の信用組合数と組合員数の成長は,第7表として示されてある。

同表によって最近20年ほどの動きを見ると、1970年に約24,000へ迫った組合員数その後なだらかに減少しているが、組合員数は逆に着実な成長を続け、資産額はそれを上回る高成長を遂げている。いずれにせよ、6,000万名を超える膨大な組合員数、それに2,218億ドル(1 ドル125円で邦貨換算して約27.7兆円)に達する資産額は、アメリカにおける信用組合の実力をまざまざと見せつけている。

州法信用組合と連邦法信用組合の両方をカバーする合併貸借対照表で、資産・負債の区分がある程度まで粗くないものは、一般に入手が難しい。そこで、1990年末現在における連邦法信用組合8,511の合併貸借対照表を、第8表として掲げておく。

資金調達面を見ると,普通預金(出資金勘定)の比率がもっとも高く,負債・正味資産合計の39.1%を占めている。信用組合にとって出資金勘定は伝統的に主要な資金源であり,これに当座預金(シェアドラフト勘定)や定期預金(出資金証書)など各種預金を加えると,負債のうち預金が占める割合は96.1%に達し,外部負債が少なく健全な構成である。

第8表 連邦法信用組合の合併貸借対照表(1990年末)

(単位:1億ドル)

		資		Ā	産			負債	・正味	資產	Ē
現				金	28(2.2%)	当图		(シェア・	・ドラフ	ኑ)	117(9.0%)
貸			付	(1)	822(63.2%)	普	通預	金 (出	出資金勘	定)	508(39.1%)
投			資	(2)	412(31.7%)	定	期預:	金(MN	4Cを含	む)	363(28. (%)
不	動	産	設	備	25(1.9%)	個。	人退職:	年金勘定	E (IR	A)	177(13.6%)
そ	の	他	資	産	13(1.0%)	そ	の	他	負	債	47(6.6%)
						末	払	配	当	金	46(3.5%)
						普	通・	特 別	準備	金	42(3.2%)
	合	•	計		1,300(100%)				計		1,300(100%)

(注):(1)貸倒引当金を控除済み。(2)損失引当金を控除済み。 出所:NCUA [12]

資金運用面を見ると,貸付のシェアが高く資産合計の63.2%である。資料は貸付の内容を示していないが,第3節[3]で述べた通り消費者ローンが多いと思われる。資産の31.7%を占める投資の内容を見ると,他の金融機関への預金として,投資全体の32.4%がU.S.セントラルへ預けられ,これがもっとも高い比率である。続いて,17.3%が商業銀行へ,15.4%が貯蓄貸付組合と貯蓄銀行へ,それぞれ預けられている。投資として,金融機関預金へ続く項目が国債・政府機関債の保有で,投資全体の28.5%を占めている。

収支状況は,総収入が132.3億ドル(邦貨換算1兆6.654億円)で,内訳は貸付利息93.2億ドル(総収入に占める比率70.5%),投資収入31.5億ドル(同23.8%),およびその他収入7.6億ドル(同5.7%)であった。これに対して,総支出121.9億ドル(同1兆5,238億円)の内訳は,支払預金利息(分配金)74.6億ドル(総支出に占める比率61.2%)と,職員給与など経費47.3億ドル(同38.8%)である。残額から準備金繰入れが8.1億ドル行なわれ,剰余金(利益留保)が2.3億ドルであった。

全信用組合数14.549の規模別分布を見ると,資産500万ドル(邦貨6億2,500万円)未満の小さい組合の数は全体の62.2%を占めている。範囲を2,000万ドル(邦貨25億円)まで拡げると,それらの組合数は全体の84.9%へ達し,小規模組合の数がきわめて多いことが判る。

「3〕 州レベルと全国レベルの信用組合

州内の信用組合で州連盟(state leagues)が組織され、州連盟の下にいくつかの支部が設けられ、グループ分けされた組合が支部に属している。州連盟の仕事は、傘下の信用組合に各種のサービスと情報を提供するほか、信用組合の政治力を結集して業界の利益を守ることである。また、州連盟の多くはサービス会社を設立して、提供サービスの範囲ないし種類を拡げ、一部の州連盟はさらに銀行や保険会社を保有している。州連盟をわが国になぞらえれば、都道府県レベルの協会に相当するといえよう。

州レベルの法人信用組合(corporate credit unions)は,既にミッドアトランティック法人フェデラル信用組合の実例で紹介したように(第2節[2]),州内の信用組合に対して連合会の役割を果たし

ている。州連盟とは違って、メンバーである信用組合から資金を預かったり貸し付けたりする州レベルの法人信用組合は、数州にまたがって活動するものも含めて全部で42ある。州レベルの法人信用組合をわが国になぞらえれば、都道府県レベルの連合会に相当するといえよう。

3層構造の最上部は、全米信用組合協会(Credit Union National Association=CUNA)と、U.S. セントラルなど関連団体によって構成されている。CUNAには、ワシントン D.C. とプエルトリコを含む全米52の州信用組合連盟が加入し、ウィスコンシン州マディソンに本部がある。その業務は、州連盟と全米の信用組合のため行なわれ、調査研究、職員教育、出版、広報、経営相談、法務相談、業務開発、ロビイングなど広範囲にわたっている。CUNAをわが国になぞらえれば、全国レベルの協会に相当するといえよう。このほか CUNAは、事務用品供給、保険、モーゲッジなどを取り扱う子会社をいくつか保有している。

CUNA と諸州の連盟は、特殊会社 CUNA サービス・グループ(CSG)を共同保有している。 CSG は信用組合に対して、事務用品、小切手(シェア・ドラフト)帳など消耗品の供給、クレジットカード業務の処理、商業銀行の ATM ネットワークとの接続サービス提供、モーゲッジ貸付資金の調達とモーゲッジ貸付債権の転売などの業務を行なっている。これらの業務は、実際には CSG の子会社が担当している。

信用組合から借り入れている組合員の死亡に備え、借入れ組合員へ信用生命保険を提供する必要は大きい。この業務を担当するのが、CUNAミューチュアル保険グループである。同グループの中核がCUNAミューチュアル保険協会で、全米第13位の大手生命保険会社にランクされ、他に損害保険会社や保険ブローカー会社などがグループ内にある。

信用組合の全国協会に相当する CUNA に対して、全国連合会に相当するのが U.S. セントラルである。州レベルまたは数州レベルの法人信用組合の上部団体として、U.S. セントラル信用組合 (U.S.

第9表 U·S.セントラル貸借対照表(1990年末)

(単位:1万ドル)

資	産	負 護・資	本
現	全 151	加入組合普通預金	604,060
フェデラル・ファンズ売	₹ 1,566,062	加入組合定期預金	1,602,861
売戻条件付き証券購	612,113	買戻条件付き債券売却	381,447
定期預	£ 193,205	コマーシャル・ペーパー (2)	68,821
有 価 証 券 投 資 (305,147	その他負債	49,522
中央融資財団(CLF)株	戈 42,398	加入組合未払配当金	20,244
国債・政府機関(責 14,327	普通および特別準備金	12,771
法人信用組合貸	寸 46,824	加入組合出資金	67,688
その他資	至 27,187		
合 計	2,807,414	合 計	2,807,414

注:(1) "commercical obligations"と表示されているが、恐らく社債やコマーシャル・ペーパーなどへの投資であろう。

(2) 債券発行残高が僅か含まれている。

出所: UCCU [22]。

Central Credit Union)が全米レベル作られており、その貸借対照表が第9表である。U.S. セントラルは信用組合の財政面における全国組織であるから、全米の法人信用組合間における資金の過不足を調整し、ある法人信用組合からは資金を預かり、別の法人信用組合には貸付を行なう。。また、信用組合インターネットという機構を担当して、全米の信用組合間にわたるエレクトロニックな資金振替を行なっている。法人信用組合間のこうした結び付きは、コーポレイト・ネットワークと呼ばれている。

第5節 結 論

[1] 隆盛の理由

アメリカで信用組合運動が隆盛を続けている理由を,以上で述べてきた内容を整理する形でまとめてみよう。

(1)経済原則に則っていれば、アメリカでは小規模なものが必ずしも軽ろんじられない。商業銀行も 貯蓄金融機関も、われわれから見ればきわめて小規模のものが数多くあり、信用組合も同じような流 儀で存在しるる。

(2)信用組合運動の有力な基礎となるボランティア精神が、アメリカでは力強く生き続けている。組合員ボランティアの参加によって、信用組合の経費はかなり節減できるし、組合員のニーズが汲み取れるであろうし、組合組織全体の士気も高まるであろう。

長期的にみればこのボランティア精神は、信用組合の歴史に組み込まれている。アメリカの信用組合運動で傑出した二人の指導者は、ボストンの百貨店主ファイリーンと弁護士バージングレンであったが、前者は純然たる篤志のスポンサーであった。しかも、運動へ参加した篤志家はファイリーンだけに留まらず、ほかに多数いた。

(3)役職員など関係者は、民主的で相互扶助的な信用組合運動に、強い信念と熱意を持っている。筆者は何人もの信用組合人と話合った経験があるが、関係者が信念と熱意を持って働いている有様は、確かに肌で感じられた。ある米国人エコノミストは信用組合の関係者たちについて、信仰のような信念を持ってことに当たっていると評している。

また,筆者は CUNA のエコノミストに,法律も慣習も貯蓄金融機関に信用組合を入れたり入れなかったりする事実について,見解を求めたことがある。彼は断固とした調子で,信用組合は協同組合であるが,貯蓄金融機関は協同組合でないから,信用組合を貯蓄金融機関へ含めるのは誤りであると述べた。

(4)この業界特有のフレンドリーな暖かい魅力には、人々の気持を引き付けるものがある。関係者の語り口や行動や刊行物における表現は、友愛、連帯、平等、暖かさ、草の根民主主義など、通常のビジネスに従事している者と異なる雰囲気を感じさせる。

(5)商業銀行が消費者ローンへ注力するようになったのは、ここ1/4世紀ぐらいの間のことである。

消費者ローンへの需要に応えてきた信用組合の役割は大きかったし、現在もこの需要は引き続き強い。

(6)職場をベースとした信用組合が多く、組合と組合員の関係は人的にも場所的にも濃密である。雇用者側は被用者側の福利厚生という点から、事務所スペースの提供、給与から預金天引きの便宜など、信用組合運動へ各種の助成を与えている。

わが国の労働金庫の実例からして、信用組合と労働組合との関係が注目されるが、これに触れた資料は見当たらなかった。CUNAのエコノミストにこの点を尋ねたところ、彼はそうした関係を知らないと述べていた。

(7)協同組合組織であるため,優遇税制の恩典に浴すことができる。これは信用組合にとって大きな武器で,競合する小規模金融機関が神経を尖らせる点でもある。

(8)職場ベース,ボランティア参加,優遇税制などによって,流動性の高いシェア(出資金勘定=普通預金)に対して,かなり高い金利を支払うことができるため,資金吸収の能力が大きい。他方で,信用組合は提供サービスの内容を拡げて,一般金融機関と比べて遜色ないようにする措置を講じてきた。

(9)こうした一般金融機関的な性格の強化は、いわゆるワン・ストップ・バンキングとして金融サービスのパッケージ化を求める。組合員のニーズにも合致するであろう。

(II)信用組合運動の指導者たちが、適切な対応をしてきたことが挙げられよう。彼らは3段階の業界 組織を作り、業界全体として規模の経済や範囲の経済を実現するように努めた。CUNAおよび関連団 体の仕組から判る通り、全米レベルの協会と連合会はかなり充実しているように思われる。

[2] 今後の問題点

信用組合運動や信用組合経営に、まったく問題点がない訳ではない。協同組合組織の利点は信用組合の隆盛に繁がっているが、協同組合という性格は同時に弱点ともなり得る。アメリカで160年の歴史を持ち、有力な金融機関である貯蓄貸付組合は、現在その名称と矛盾するが株式会社組織のものが主力となっているし、名称を変えない場合でも協同組合の実質を欠いている。1980年代後半以降、貯蓄貸付組合の経営危機が続いた過程で、株式会社への転換はことに盛んとなった。

また、170年の伝統を有する相互貯蓄銀行は、近年「相互」の文字を外して株式会社へ転換するものが増え、貯蓄銀行という業態名が定着した。さらに、名称が「相互」を含んでいる生命保険会社は、 実態がかなり以前から営利組織であり、近年は経営不振の会社で株式会社へ移行する例がでている。

恐らく,所得水準の上昇,コミュニティ構造の変容,人々の考え方の変化などが,協同組合組織や相互組織の伝統的なあり方を,長期にわたって揺るがしているのであろう。こうした傾向のなかで,信用組合だけが例外であり続けられるであろうか。現在,アメリカの金融機関のうち,協同組合の性格をかなり厳密に守っている唯一の存在である信用組合が,将来もその性格を失わないで済むのかどうか,予断を許さないように思われる。信用組合の協同組合性の今後について,以下で二つの点を指

摘しておこう。

第1に、問題は信用組合の大規模化に関連している。第7表で見た通り、最近20年間に信用組合数が減って組合員数と資産額が増え、組合は単位当たりの規模を大きくしてきた。規模が大きくなればなるほど、組合は組合員との関係が濃密でなくなり、業務を助けるボランティアの参加率が下がるという事実がある。さらに、組合員数は増大の一途をたどっているのに、近年はボランティアの数が逆に緩やかな減少傾向を示している。

アメリカの信用組合は、ドイツのライファイゼン型信用組合を手本として発足した。そのライファイゼンが、小規模の信用組合を適切なものと考えていた理由を知る由もないが、上で述べた事実からして、大規模化は組合員の組合への帰属意識を希薄にさせるだろう。さらに、組合が大規模化すると専任職員の力が、組合運営において重みを増すと考えられ、次の問題が生じる可能性がある。

第2に、問題は専任職員の力の増大と関連している。貯蓄貸付組合と貯蓄銀行の実質的な営利組織への変化過程、あるいは株式会社組織への転換過程において、共通して見られる現象の一つは、専任マネジメント層による経営権の入手である。これらの例をみると、大規模化や脱協同組合性ないし脱相互組織性が定着していく経過で、株式会社への転換に先立って専任マネジメント層が力を蓄える。その結果、彼ら自らが株式会社への組織換えをリードした例が多い。長期的に見れば、信用組合産業においても専任マネジメント層による、実質的な経営権の掌握の可能性がないとはいえないように思われる。

株式会社へ転換した規模の大きい貯蓄貸付組合と貯蓄銀行で、専任マネジメント層が株式の過半数を所有することはできないであろう。しかし、会社が大規模であるだけに、少数者支配はありうるといえよう。長期的に見れば、こうした動きが信用組合でも起こる可能性はないだろうか。

信用組合から商業銀行への転換例について、それらの有無を CUNA のエコノミストたちに尋ねたところ、特殊な事情の下で小規模の組合に関して1件あったように思うが、記録を調べないと判らないほど無視されている実例であると教えてくれた。

第3に、協同組合性とは別の問題として、信用組合の経営上のリスクについて述べよう。全米に14,500ほどの信用組合があり、それらの多くは小規模であるから、すべての信用組合に適切なマネジメント層が与えられているとは、到底考えられない。それゆえ、州レベルと全米レベルに連盟(協会)と法人信用組合(連合会)があって、個別の信用組合における経営資源の不足に対応しているのだろう。

信用組合の間における,高配当の競い合いには長い歴史があり,勿論これは悪いことばかりではないが,失敗を引き起こす場合がある。一般金融機関との競争を考えれば,この点は常に懸念される問題である。1984年世界中を騒がせ,幸にも破産を免れたコンチネンタル・イリノイ・ナショナル銀行(シカゴ)の経営破綻事件は,その2年前に起こったベン・スクエア銀行の破産に端を発している。ベン・スクエアは高金利で預金を集め,原油・ガス開発事業へ盛んに貸付を行ない,この債権を転売して現金化してはまた貸し付けるという商法を取っていた。この銀行が破産したとき,高金利に釣ら

れた221もの信用組合が、多額の預金を同行に持っていたのである。今後、こうした危険が生じないという保証はなさそうである。

第4に、短期的な問題を二つ挙げたい。一つは、NCUSIF が FDIC へ統合される可能性である。既述のように、経営難にあった FSLIC は、1989年 FDIC に吸収されて傘下の SAIF へ転換した。 NCUSIF は FDIC に比べれば規模はかなり小さいが好調な経営を続けているので、 FSLIC とは逆の意味で資金難の FDIC に統合されるかもしれないといわれている。政治的に見て、その可能性は低いと一般に考えられているが、業界関係者はまさに戦々兢々といった恐れを抱いている。

信用組合に対する優遇税制への反対運動は,第2次世界大戦後いわば間欠的に起こっている。地域 社会を顧客基盤とする小規模銀行が,運動の中心になり業界団体を巻き込んだ争いになるが,信用組 合側は政治力を発揮してこれまで優遇税制の継続に成功してきた。しかし,信用組合による一般金融 機関化の程度は進む一方であるから,この問題はいつか深刻なものになるかもしれない。

[3] わが国への合意

以上で述べた、アメリカ信用組合産業の歴史、仕組、現状、隆盛の理由、問題点などから、わが国 へ与える含意を考えたい。

(1)アメリカの信用組合では、専任マネジメント層まかせの面もあるが、これまで協同組合主義の運営がかなり守られ、事業貸付(ビジネス・ローン)がきわめて僅かで、ボランティアの参加活動が多い。これに対して、わが国の信用組合運営はアメリカのそれと大きく異なる。こうした事情を勘案すると、クレジット・ユニオンを信用組合と邦訳してよいかどうか疑問がある。

(2)日米両国に共通する点だが、豊かな社会における協同組合の将来方向へ、どんな展望が望めるだろうか。ことに、自発性や宗教ないし習俗によるボランティア精神が、ややともすれば乏しいわが国で、しかも経済的な充足度がかなり満たされているとき、協同組合運動が今後どんな道を歩むのか、専門家でない者にとっては判り難い事柄である。

(3)しかし、宗教心や公共心によってではなく、余暇活動としてボランティア奉仕やグループ活動をする人々が、増えていることは事実である。また、先進国としては異常に長い年間労働時間を短縮して、ゆとりある生活を構築しようとする動きが、ようやく始まったことも事実である。そうした事実に基づいて、今後の協同組合運動が現在と違う形を作れる可能性は、考えられないことだろうか。現に、一部の消費者生活協同組合は安価な消費物資の購入ではなく、健康面への配慮や環境への好影響や使用上の安全性の確保などへ、購買運動の重点を移しているように思われる。

(4)近年わが国では、消費者信用残高の伸び率が高く、今後の伸び率も低下しないと期待されている。そうした事実を考慮すれば、クレジット・ユニオン型の消費者ローン中心の信用組合が、わが国で成り立つ可能性がないとはいえないだろう。信用組合や労働金庫の新しい活動目標として、こうした路線は検討の対象にならないだろうか。

(5)ただし、協同組合運動の前途を悲観的にみれば、金融機関業務の同質化傾向が世界的に進行して

いることから、信用組合固有の活動領域は求め難いという見方もできよう。

《参照文献リスト》

- [1] BNA's Banking Report, various issues.
- [2] CUNA (Credit Union National Association), Annual Reports, various issues.
- [37] —. Comparative Digest of Credit Union Acts, 1986 Edition, 1986.
- [4] Federal Credit Union Act, as ammended to June 6, 1985, 1985.
- [5] FRB (Board of Governors of the Federal Reserve System), Flow of Eunds Account, 1945—1968, 1970.
- [6] —, Flow of Funds Account, 1966—1989, 1990.
- [7] 金融制度調査会専門委員会,『専門金融機関制度のあり方について』. 1987年12月.
- [8] 金融制度調査会.『新しい金融制度について』,1991年6月.
- [9] MCFCU (Mid-Atlantic Corporate Federal Credit Union), 1988 Annual Report, 1989.
- [10] Melvin, J. Donald, Davis, Raymond N., and Fischer, Gerald C., Credit Unions and the Credit Union Industry, 1977.
- [11] Moody, J. Carroll and Fite, Gilbert C., The Credit Union Movement, Origin and Development, 1850—1980. 2nd Ed., 1984.
- [12] NCUA (National Credit Union Administration), 1990 Annual Report, 1991.
- [13] NCUI (National Credit Union Institute), History and Philosophy of Credit Unions, 2nd Ed., 1983.
- [14] —. Introduction to Credit Unions, 3rd Ed., 1984.
- 「15〕 日本銀行調査統計局,『経済統計年報』, 各号.
- [16] Office of the Federal Register, National Archives and Records Administration, Code of Federal Regulations, as of January 1, 1989, Title 12, Chpter 7.
- [17] Sprague, Irvine H., BAILOUT. An Insider's Account of Bank Failures and Rescues, 1986 (高木 仁 ほか訳、『銀行破綻から緊急救済へ』, 1988年).
- [18] 高木 仁, 『アメリカの金融制度』, 1986年.
- [19] , アメリカの信用組合 [1]],『明大商学論叢』,第71巻,第1号,1988年7月.
- [20] , 「アメリカの信用組合 [Ⅲ]」, 『明大商学論叢』, 第72巻, 第1号, 1989年8月.
- [21] ——,「アメリカの信用組合の現状と将来」,『金融ジャーナル』,第31巻,第6号,1990年6月.
- [22] UCCU (U. S. Central Credit Union). 1990 Annual Report, 1991.
- [23] WUCU (Wisconsin University Credit Union), 1988 Annual Report, 1989.

(たかぎ ひとし)